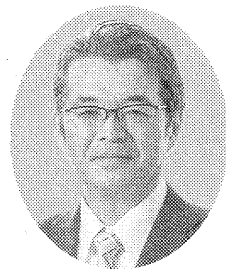


中経 論壇

東海会 会長 松岡 和雄
日本公認会計士協会 委員長 松岡 和雄
日本公認会計士協会 委員長 松岡 和雄



住宅、物流倉庫、自社利用設備、社有車などが想定されています。

去る2023・5・21に新会計基準(案)が公表されました。意見募集があり最終確定はまだ先になります。が、国際的な会計基準との平仄(ひょうそく)を合わせるための改正であり、基準(案)の大幅な変更はないと思われます。今回の改正は借手側の会計処理に大きな影響が想定されています。従来は、資産計上されるものと賃貸借処理されるものについて区分して処理していたものが、賃貸借処理されていたものについて、も資産計上の処理を求められるようになります。具体的にはオフィス・土地賃借、借上

重要な財務比率に影響

この改正により、企業経営に与える影響は二つ挙げられます。一つは適正な情報を開示するための社内体制の整備です。もう一つは決算数値に基づく各財務比率への対応です。

動き出す改正リース基準

まず1点目について、基準(案)では基準確定後、準備期間を2年としています。その間に、①対象物件の洗い出し(明示的にリース契約とされている以外にも、基準で想定されている実質的にリースとされるものを含む。以下同様)、②算定、③影響が大きい場合にはシステムの導入・構築、④内部統制の整備などと

の対応が必要になります。影響を受ける規模にもよりますが、特に①、②は契約内容によるリース物件とそれ以外への分類、リース料の構成要素の分類、変動リース料の取り扱い、従来賃貸借処理で足りていたリースについて契約書上の解約不能期間を超えて賃借することが見込まれるリース期間をどう見積もるかなど、契約書などを改めて精査して1件ごとに対応していればなりません。

また2点目について、新たに貸借対照表に資産として計上される金額によっては、重要な財務比率に少なからず影響が

発見します。総資産が増加することに伴って、収益性分析では「総資産利益率(ROA)」、「投下資本利益率(ROIC)」、安全性分析では「自己資本比率」、「固定比率」、活動性分析では「総資産回転率」、また上場会社においては、東証がプライムとスタンダード両市場の上場企業約3300社に、資本効率や株価を意識した経営を求める異例の要請を行い、特に株価純資産倍率(PBR)が1倍割れの企業を「資本収益性や成長性といった観点で課題がある」と指摘し、改善に向けた方針や具体的な目標の公表を求めていることから、該当する上場会社は「株価純資産倍率(PBR)1倍」への会社としての検討・対応の影響は小さくないものと考えられます。



文字通りに解釈する技術

シラバスに「欠席回数6以上の場合は単位認定されない」と書いてあると、「欠席回数が5以下の場合単位認定される」と本気で解釈する学生が後を絶たない。詭弁(きべん)を弄しているとは思っていたが、もしかしたら、「逆は真とは限らない」ことが理解できていないのかもしれない。「欠席回数が6以上の場合」について述べているだけで、「欠席回数が5以下の場合」についてはなにも述べていないことがわからないようなのである。

文を読む 意図を

このような学生は、文字通りに文を解釈する習慣がないのであろう。これを確

る。 学 教授 朋子

高峰、大山 行ったとみ 昨年より19 見て確認し て覆われて いた大山寺 といま「町 内に分な雪 が高い。冬 話した。

